国民健康保険運営協議会　会議録

令和８年９月４日開催

令和８年９月４日（金）　午後７時００分　開会

８名の委員の出席を確認

【出席者】山添（修）委員・山﨑（哲）委員・大江委員・山添（一）委員・矢野委員・宇治川委員・武田委員・山﨑委員

【欠席者】高岡委員

次第１　開会あいさつ

大上保健課長：　次第に基づきまして１番目の開会挨拶ということで、佐賀町長よりご挨拶を申し上げます。

佐賀町長：　皆さんこんばんは。今日は本当に雨の中ですね、またお疲れのところお集まりいただきましてありがとうございます。

第１回の国民健康保険運営協議会ということで、初めての顔合わせになるかと思いますが、これから２年間よろしくお願いいたします。

今日は、一番最初に私の方から委嘱状を手渡しさせていただきまして、その後、報告事項が３件それから協議事項１件ということで聞いております。

年間に２回以上あるんですけども、いろいろと皆さんにご意見を伺いながら決めていただきたいということが出てくると思います。

どうぞ一つよろしくお願いいたします。簡単ですが以上挨拶とさせていただきます。

次第２　委嘱書交付

大上保健課長：　それでは２番目の委嘱書の交付を行います。皆さんは席をそのままで、町長の方が回らせていただきますので委嘱書をお受けいただきたいと思います。

佐賀町長：　山﨑英子様、与謝野町国民健康保険運営協議会委員に委嘱いたします。

委嘱期間は令和 10 年 3 月 31 日までとします。

令和８年６月１日与謝野町長佐賀利裕。

どうぞよろしくお願いいたします。

武田民子様、以下同文でございます。

よろしくお願いいたします。

宇治川賢二様、よろしくお願いいたします。

山添修様、よろしくお願いいたします。

山﨑哲典様、よろしくお願いいたします。

大江卓夫様、よろしくお願いいたします。

山添一郎様、よろしくお願いいたします。

矢野裕太郎様、よろしくお願いいたします。

次第　正副会長の選出

大上保健課長：　それでは、次第に戻りまして、3番の正副会長の選任ということでございます。こちらにつきましては、慣例に基づきまして、会長には大江委員さん、副会長には区長代表の山﨑（哲）委員さんを提案いたします。

慣例によりましてお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

それではよろしくお願いします。

それでは大江会長さんの方から一言簡単にご挨拶を頂戴したいと思います。

大江会長：　慣例ということで順番で私が会長を務めることになりました。後野区の区長をしております大江卓夫と申します。よろしくお願いします。

こういうことは慣れておりませんので皆様には大変ご迷惑をおかけするかというふうに思いますけれども、2年間何とか皆さんのお力添えを受けて、無事勤めさせていただければ大変嬉しいかなというふうに思っていますのでよろしくお願いいたします。

大上保健課長：　それではこの後、大江会長さんの方に司会進行の方をお世話にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次第４　会議録署名委員の指名

大江会長：　それでは、早速議事の方に入っていきたいと思います。

４番、議事録の署名人について、事務局の方から何かありましたらよろしくお願いします。

大上保健課長：　これまでの運営協議会では２名の委員さんにお世話になっておりまして、医師代表の委員さん、それから被保険者代表の委員さんの中から、それぞれ会長さんの方よりご指名をいただいております。お願いいたします。

大江会長：　それでは私より指名させていただきます。まず初めに矢野委員さんと武田委員さんにお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次第５　報告事項

大江会長：　それでは早速、報告事項の方に入っていきたいと思います。

（1）国民健康保険の仕組み・運営等について事務局の方から説明をお願いいたします。

大上保健課長：　それでは私の方から説明をさせていただきたいと思います。着座にて失礼いたします。

お手元の方に資料１という冊子の方をお配りしておりますので、こちらをご覧いただきたいと思います。

本日は第１回目の会議ということで、国民健康保険の仕組み・運営等について、できるだけ簡単に説明をさせていただきたいと思いますのでお聞きいただきたいと思います。

まず１ページ目ですが、こちらの方は条例で運営協議会の規定を定めておりますので、これに基づいて運営協議会をお世話になっております。

めくっていただきまして資料2、これにつきましては規則でございまして、　こちらの方に運営協議会の方にお世話になる内容を規定しております。

第2条の2号、3号が特にお世話になりますが、特別会計の予算とか決算に関することのご説明をお聞きいただいたり、ご意見を賜ったり、それから3号ですが、主には、国保税の改定を、近年は毎年行っておりますので、そちらの方の諮問もさせていただいてご意見を賜りたいと思っております。

それから3ページです。これは国保制度の仕組みの図解でございます。

資料3-1、これは与謝野町と京都府が国保会計を運営してまして、国保の加入者の方は被保険者、それから医療機関、こういった医療費の支払いとかのやり取りとかの図解でございます。

そこで一点申し上げておきたいことがございます。国民健康保険は、各市町村が運営しておりまして、自営業者の方、あるいは農業者の方、サラリーマン以外の方ということになるんですけど、フリーランスの方そういった方々を対象に、国民健康保険を各自治体が運営しております。こういう状況でずっと来ておりましたが、平成30年からは京都府と一緒になって財政運営を行っています。

これが近年の大きな変化でございますが、そういった国民健康保険の仕組みを図解しております。またご覧になっていただきたいと思います。

それから、めくっていただきまして資料3-2です。

これも先ほどの国保の仕組みに関係するところなんですけど、与謝野町の場合の国民健康保険の歳入と歳出の図でございます。

全体の予算規模は約20億円でございまして、収入といたしましては、21%程度を被保険者の方から国保税として頂戴をしておりまして、残りは京都府（国府）の方から交付金をもらったりしております。

それと、一般会計からも法律に基づいた繰入金を8%ほど受けております。

歳出の方ですが、7割が医療費の負担というところでございます。

国保事業費納付金は、平成30年度に、先ほど申し上げました京都府と共同で国保を運営することになり、一旦京都府に納めなければならないものでございます。

それと歳出の方で支出しておりますのが、保健事業。これは健診の費用とか人間ドックの助成なんかも国保の加入者の方を対象にしておりますので、そういった経費を支出しております。

そういったお金の仕組みを、この資料の方で説明をさせていただいているものでございます。

それと資料4でございますが、国保運営のことばの注釈ということで、保険者と被保険者から2番の保険給付費。先ほど申し上げました事業費納付金、それから後期高齢者支援金とかお聞きにならないような言葉があると思いますが、それらの説明です。こういったものがこの後、決算報告でも度々出てまいります。そこで逐一説明をさせていただきますと、これに相当時間がかかってございますので、簡単に説明をさせていただきます。

まず1番の保険者と被保険者ということで、これは国保を運営しております行政、先ほど申し上げました、市町村と京都府が保険者でございます。

それと加入をしていただいている方を被保険者というふうに、これからこういう言葉でご説明をさせていただきたいと思います。

それと先ほど申し上げました都道府県との共同運営のことを国保の広域化ということで、これも後ほど出てくることになりますのでこの辺を説明させていただきました。

あと保険給付、これは割愛をさせていただきます。これは保険給付です。

それから3番の事業費納付金につきましては、先ほどざくっと申し上げましたことが細かく書いてございますので、またお目通しいただきたいと思います。

めくっていただいて6ページの4番、5番、後期高齢者支援金、それから介護納付金・子ども子育て支援納付金といったものがございますが、これは国保税を徴収させていただく中に一緒にこの分を徴収させて

いただいてまして、後期高齢者支援金というのは、75歳以上の後期高齢者医療制度の支援に回すために徴収をさせていただいているものでございますし、介護納付金は介護保険の方に納めるものを、子ども子育て支援納付金は、子ども子育ての関係の経費に充てるために一緒に徴収をさせていただいているものでございますので、そういったものというふうにご理解いただきたいと思います。

6番と7番これにつきましては、割愛をさせていただきたいと思います。

7ページ保健事業でございます。先ほど申し上げました住民健診あるいは人間ドック、これにつきましては加入者の方の健康作りの推進ということと、それによって早期発見・早期治療、それも含めまして医療費の抑制に繋げて国保の医療費を下げて、持続可能な国保運営ができるようにということで、この保健事業にも取り組んでいるということでございます。

それから9番10番も割愛をさせていただきまして、11番の国保連合会、これは略して国保連合会というものですが、こちらは全ての都道府県に設置をされております。

医療機関がそれぞれの町に医療費を請求するのではなくて、この国保連合会に請求され、国保連合会がそれぞれの国民健康保険の保険者に一括で請求をして、国保連合会が医療機関ごとにまとめて医療費をお支払いしていただくようなそういう仲介の役割を担っているものでございます。

こういったものでございますということでご理解いただきたいと思います。

それと8ページでございます。最後に繰入金でございます。

繰入金これにつきましては大きくは、一般会計繰入金と基金繰入金というものがございます。

この後の決算の見込みでもご説明をさせていただきますが、一般会計繰入金これは町の一般会計の方から国のルールに基づきまして、国保の特別会計にお金を入れているものでございます。

それと、基金繰入金でございます。こちらは国民健康保険の特別会計

の財政運営のために財政調整基金という基金を設けております。

基金は、税率改定において、税額や税率が高くなるのを抑制しなければならないというときに、この基金の方から一定額を繰り入れまして、税率が高くなるのを抑制するために設けております。

こういったこの2種類の繰入金を受け入れているということを説明をさせていただきました。

次に、資料の説明をさせていただきたいと思います。

9ページでございます。資料5、こちらにつきましては細かい字がたくさん表と裏に書いてございます。

これは毎年、国保税の決定通知を送らせていただく時に一緒に送らせていただいているものです。

8年度の国保税の税率、税額がこうなっていますというお知らせと、軽減の仕組みとか、そういった国保税のことに関するお知らせなんかも含めてこういったチラシを毎年出させていただいております。

それと11ページの方の資料6でございます。こちらはまたお帰りになって目を通していただけたらと思いますが、平成22年から令和8年までの一番下に合計がございます所得割・資産割・均等割・平等割がどんな感じで今日まで改定されてきたかというのをまとめてございます。

所得割・資産割についてはパーセンテージ、それから均等割・平等割につきましての金額ということで、こういった推移をしております。

次のページ12ページの資料7でございます。これは合併してから7年度末までの国保の加入者の方がどういう状況になっているか。1人当たりの医療費がどうなっているかというグラフでございます。

合併したときには9000人近い国保加入者の方がいらっしゃったわけなんですけど、令和7年度につきましては、もう半分以下に数が減ってございます。

これにつきましては自営業者の方が減っておられる。特に織屋さん。当町の場合は多くの織屋さんが国保に入っておられたと思いますし、農家の方もたくさんいらっしゃったのが年々減ってきておりまして、近年特に社会保険の加入要件が拡大されまして、社会保険に入りやすくなり、国保を抜けられるという方も増えてございます。

被保険者はこういった状況になってございますし、それから1人当たりの医療費も、年間の医療費が大体22、3万円だったのがほぼ倍で、これは医療費の増加もあるわけなんですけど、加入者の方が減ってきて、1人当たりの医療費がこういった状況になっているということで、全国的に他の市町村も同じような状況に陥っているというところを読み取っていただければと思います。

1番の国保の仕組み・運営については、説明は以上でございます。

大江会長：　それでは5（1）について質疑に入りたいというふうに思います。皆さんご意見やご質問がありましたら、お願いします。

ありませんか。そしたら次にいきたいというふうに思います。

（2）の令和7年度与謝野町国民健康保険特別会計決算の見込みについて、事務局の方からお願いします。

大上保健課長：　資料の方は13ページから説明をさせていただきます。

令和7年度国民健康保険事業勘定決算概要についてご説明を簡単にさせていただきたいと思います。

まず歳入の方からでございます。歳入の方は加入者の方からいただく国保税につきましての決算額でございます。決算額は、4億2582万7000円ということでございます。

前年比較3.34%の増ということでございます。

内訳につきましては、一般、退職とかこういった内訳になってございます。

先ほど申し上げました、加入者の方は減っておりますが、国保税の方は3.34%の増という結果になってございます。

こちらの方は加入者が減っているんですが医療費の方は、同じように減っておりませんので、税の方をかけさせていただくのは、下げる税率改定ではなく、上げる方の税率の改定になってございましたので、決算額が増えたということでご理解いただきたいというふうに思います。

それと説明の欄でございますが、収納率の方でございます。現年分については97.55%、滞納分については37.04%、両方合わせて93.65%ということで収納率の方は若干前年比では増えているような状況でございま

す。

次に2項目を飛ばしまして、一番下の国庫支出金でございます。

こちらの方の決算額は152万2000円ということで、こちらは令和8年度から子ども子育て支援納付金を国保税と一緒に徴収をさせていただくということになった関係で、令和7年度にシステム改修を行っております。その補助金の受け入れでございます。

14ページをお開きください。こちらの方は府支出金でございます。決算額でございますが、14億665万3000円ということで前年比9.49%の減ということになっております。

こちらにつきましては、①②の普通交付金、特別交付金でございます。大きくは普通交付金として、医療費の7割相当額を京都府の方から受け入れております。

それから②番の特別交付金、これにつきましては内訳に書いてございますが、保険者努力支援分とか特別調整交付金とか京都府繰入金こういったものも医療費相当額以外に京都府の方から支援を受けているものでございます。こういったお金が入ってきてるというふうに見ていただいたらと思います。

それから財産収入、こちらは基金の利子で21万円受け入れております。

それから次に、繰入金でございます。繰入金につきましては大きく分けまして先ほども説明いたしました一般会計繰入金と基金繰入金、この大きく二つでございます。まず簡単な方から基金繰入金、こちら令和7年度は1000万円基金を取り崩して入れております。

次に①の方の一般会計繰入金でございます。これもちょっとたくさん書いてございますが、それぞれ専門用語が出てきてわかりにくいんですが、簡単に申し上げますと、国保税を世帯の状況に応じて7割・5割・2割、割引軽減をさせていただいております。

その軽減をかけた部分に対して、補填を受けるような形で受け入れているところがこの中にございます。

それと、未就学の方の均等割は、本来ですといただかないといけない金額が100%としますと、その2分の1を軽減させていただいてます。

こういった軽減をしますと収入が減りますので、法律に基づいて軽減をかけた分については、国の方から補填を受け入れており、ここで受け入れているというものでございます。

あと、この説明欄に細かく書いておりますが、今申し上げたこと以外にも、出産の関係とか、産前産後の関係とかの分もこちらで受け入れております。

一般会計の方からのこういった繰入があるというふうにご覧いただきたいと思います。

それから次に、繰越金でございます。これは令和6年度からの繰越金でございます。

最後に諸収入でございます。諸収入につきましては延滞金と雑入という二つの項目がございますが、決算額はトータルでは863万2000円ということで、そのうち雑入554万8000円は、国保の資格を持っておられた方が、国保から抜けて社会保険等に移られて、国保の保険を使われたような場合に、医療費の保険者負担分をお返しいただいており、この雑収入で受け入れているものでございます。

今さっと申し上げましたが、歳入の方はトータルで合計が19億9828万5960円ということで、前年比6.1%の減というふうになってございます。

続きましてめくっていただきまして、15ページをご覧いただきたいと思います。今度は歳出の方の説明をさせていただきたいと思います。

歳出の方ですが、まず最初に総務費でございます。

こちらの方は決算額が907万7000円ということです。前年比5.2%の増ということでございます。こちらの総務費につきましては、国保の運営の事務費とご理解いただきたいと思います。

5.2%の大きな増額要因といたしましては、子ども支援金に関するシステム改修に係る費用などをここで負担しておりますので、この分が増えているというご理解をいただきたいと思います。

それから次でございます保険給付費、これは1番から7番まで書いてございますが、大きくは先ほどから申し上げております保険者が負担する医療費の7割相当分でございます。

まず全体の保険給付費といたしましては、13億5841万3000円で、対前年比では、9.92%の減ということで医療費の方は減額となっております。

それから、医療費につきましては、②高額療養費、これはご存知の方もいらっしゃると思いますが、自己負担が一定額を超えますと、高額療養費として返金をさせていただくということになっており、こちらの方で支出をしております。

あと葬祭費とかこういったものもこちらの保険給付費の中から、支出をしております。

次に16ページの方を開けていただきたいと思います。

国民健康保険事業費納付金でございます。こちらの方は先ほどと重複いたしますが、こちらの説明の方に簡単にわかりやすく書いてございます。

京都府が国保運営のための必要額を各市町に割り振られます。

それをこちらで京都府の方に事業費納付金として納めているものでございます。

先ほど申し上げました医療費にかかる分は医療給付費分ですし、後期高齢、介護の分は②③ということで、こういった決算の状況になっております。

決算額の方は5億8320万9000円ということで2.91%の増ということになってございます。これが国民健康保険事業費納付金の支出でございます。

それから一つ飛ばしまして保健事業費でございます。こちらの決算額は3431万4000円ということで前年比6.74%の減額ということになっております。

こちらの方は、特定健診、人間ドックの費用を計上しておりまして、併せて保健師の人件費もこちらの方に含んでおります。健診の費用、人間ドックの費用、こちらの方で支出をしております。

ということで残りの部分を飛ばしまして歳出合計でございます。

こちらの方は19億8913万9251円ということで、前年比6.42%の減

額ということになってございます。

歳入歳出の決算の見込みでございますが、非常にはしょって金額だけの説明になってしまいましたが、以上でございます。

大江会長：　(2) の国民健康保険特別会計決算見込みについて、質疑に入りたいというふうに思います。何かご質問やご意見ございましたらよろしくお願いします。

佐賀町長：　私が聞いてもいいですか。

大上保健課長：　会長におまかせいたします。

大江会長：　そしたらどうぞ。

佐賀町長：　いいですか。歳入の普通交付金が去年より 1 億 5300 万円減ってるんですけどもこれはなぜですか。

14 ページのですね、表の上から 4 行目です。①普通交付金というのが、去年 14 億 9800 万円だったのが 13 億 4500 万円合計 1 億 5300 万減っているんです。これは何でしょう。医療費の 7 割相当になると、医療費そのものが減ったということですか。

大上保健課長：　そういうことになりますね。被保険者も減ってますし。ただ、比例ではないです。結果的に給付が減ってますので、そういうことだというふうにご理解いただきたいと思います。

大江会長：　他に何かありませんか。

山﨑（哲）委員：　今のご質問で、確かに 12 ページのグラフで、1 人当たりの医療費が令和 6 年では 43 万 6000 円が 42 万 4000 円に減っているということなんで、やっぱりそこが減っているので、今の質問のように、減っているということですね。

大上保健課長：　そうです。医療費はずっと年々上がってるイメージがあるんですけど、減ってます。歳出の方もご覧いただきますと、15 ページの方で、保険給付費自体、療養諸費という部分が 9.91%減ってますので。ですからグラフも個人の 1 人当たりの医療費もずっと増えて右肩上がりだったのが減ってます。

なぜ減ったかと言われますとちょっとその辺、私は専門家ではないので何とも申し上げられません。

大江会長：　他に何かありませんか。なければ次に移っていきたいと思います。
（3）番の令和８年度国民健康保険事業運営状況について、ということで事務局より説明をお願いします。

大上保健課長：　資料の 17 ページをご覧いただきたいと思います。

資料９ということで、令和８年度国保会計の見込み、８年度の現況での見込みというふうに読み取っていただきたいと思います。

現時点では右側の方に決算見込みがございますが、歳入歳出 20 億 3630 万円ほどの決算になるんではないかなと考えています。先ほどの決算見込み７年度の方で説明をさせていただきましたが、20 億円切っております。19 億 9800 円。これが若干現時点では８年度会計の方は増えるんではないかなというふうに考えております。ほぼ変わらないといえば変わらないです。

ただ、これから医療費も冬場にかけて増えてきますと、とんでもない医療費がかかったりするとそれが大きく跳ね返ってくるということもありますので、どういう決算になるのかはわかりませんが、現時点で見込みますと、去年より若干歳出が増えるんではないかなというふうに思っております。

大変簡単な説明になりますが以上でございます。

大江会長：　そしたら（3）国民健康保険事業運営状況について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

なければ次に移っていきたいというふうに思います。

次第６　協議事項

大江会長：　６番の協議事項について、人間ドックの負担金見直しについて、事務局の方からご説明を願います。

大上保健課長：　お手元の方に資料を本日の配布ということになってございますがお配りをさせていただきました。

人間ドックの負担金見直しということで、今回この見直し案につきまして、運営協議会の皆さんの方にお示しをしまして、ご意見をいただきたいと思います。

簡単に申し上げますと、この資料のまず1ページをご覧いただきたいと思います。（表の）一番左が与謝野町でございます。

M 市、 K 市、F 市は参考に見ていただきたいと思いますが、与謝野町の人間ドック基本検診部分は、町が9割を支援させていただいています。

国保の被保険者の方の自己負担は1割ということで、基本検診の部分は病院によって料金は違うんですけど、大体4万2700円という額で計算させていただくと、現在9割負担で町の方は3万8430円の支援をさせていただいており、自己負担は4270円ということでございます。

それから節目ドックというのも国保の人間ドックでやらせていただいてまして、節目ドックにつきましては、基本検診部分は変わりございません。

後先になりましたがオプション部分は町が5割、個人の方から5割、この部分を節目ドックのところでは、さらに、2割負担をさせていただいて、3割の自己負担で、通常の場合はくどいようですけど基本検診部分は1割のご負担、オプション部分は5割のご負担というのが現状です。

ちなみに近隣の市町は、7割負担、9割負担のところもあります。（表の）右側のF 市は6割負担、個人は4割、こういった状況でございます。アルファベットは、宮津市、京丹後市、福知山市でございます。

オプションについても、7割市が負担しているところ、あるいは9割負担しているところ、全く負担せずに個人負担でオプションをやっているところがあり、オプション部分についてはまちまちの状況でございます。

次をおめくりいただきまして、今回ご意見を賜りたいと考えておりますが、2ページ、見直し案でございます。

人間ドックの基本検診部分の9割部分、それから節目の9割。これを7割町の補助ということで、自己負担が1割から3割になります。

1割負担は3割のご負担で見直しをさせていただきたいと考えております。オプション部分につきましては、変更なしということです。オプションについては追加で検査を受けられる方、受けられない方いろいろ

ございますが、この部分については、今回の見直しには含めておりません。

次をおめくりいただきますと、先ほど申し上げました7割にすると、どういった町の補助、それから利用者の方の負担が金額的にどうなるかというのを数字として落とし込んだものでございます。

7割の町の負担は2万9890円。個人さんは先ほど4000円いくらだったのが、3倍になるということでございます。

宮津市、京丹後市、福知山市とは金額で見るとこういった負担の比較ということになります。

このことによりまして、町の負担が金額的にどうなのかというと、2ページをご覧いただきたいと思いますが9割を7割にすることによりまして年間187万6000円ほど町の負担が下がります。人間ドックの方は年々受けられる方が増加傾向になってございます。

人間ドックも住民健診もそうですけど、病気の早期発見・早期治療ということで、加入者の方の考え方も、住民健診を無料で受けられるのを、お金、自己負担は多少かかってでももっと細かく受けたいという方もおられ、支援できるところは支援をさせていただくということなんですけど、京都府下の市町村の負担は、7割が主流ですので、当町も7割にさせていただきたいという見直し案について、今回ご意見を賜りたいということで提案をさせていただいております。

ちなみに後期高齢も人間ドックをやっておりまして、国保の加入者の方も75歳になられたら後期高齢に移られて、引き続き後期高齢での人間ドックを受けられております。

後期高齢の方は4ページでございます。これはあくまでも参考というところなんですけど、こちらの方もこういったような見直しを考えておりまして、同じように9割助成しているのを7割に合わせていただくようなことで考えておりますので、後期の方の見直しもあるんだということで、ご覧いただきたいと思います。人間ドックの見直しの説明は以上でございます。

大江会長：　人間ドック見直しについて質疑に入りたいと思いますが、ご意見やご質問がありましたら。ありませんか。

山﨑（哲）委員：　この見直し案はやっぱり財政が厳しいということがまず第１の要因ですか。理由はどういうことですか。やっぱり財政の見直しということで、ちょっとでも町負担を減らすということが第１の目的ですか。

大上保健課長：　そういうことがまずは一つの大きな要因でございます。ただ、町もいろんな補助金を設けておりますが、やはり補助金の適正化という部分、過剰、手厚いという部分、そういったことも費用対効果も含めて、本来、これぐらいは負担していただくものではないかという部分を、いつまでも見直しをかけずに低く抑えているのはどうかということもあります。近隣の市町も自己負担を上げてきております。近隣の市町も同じように財政が厳しいのは一緒ですので、加入者の方には安くで喜んでいただけることはわかるんですけど、やはり費用負担の方も適正に本来の応分の負担をしていただくべきところは見直しをかけて行くべきだというふうな考え方に立っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

山﨑（哲）委員：　そしたら他の近隣の市町に合わせるいうことであれば、オプションも合わせるべきじゃないかと思うんです。

今までは、与謝野町は町が９割負担してくれて、オプションの５割がどれぐらいの金額になるかわかりませんけど、いい町やなと思われていたかもしれないのに、今度いっぺんに何か一番悪い町になってしまうというか、よそから来る人が、これはもう与謝野町は嫌だなと、かえって新しい人が来られないんじゃないかなとか思ったりするんですけど、同じ見直されるんだったら他の市町と同じようにオプションを見直すということにはならないですか。

大上保健課長：　貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。近隣の市町はこういった状況でございます。

ただ、オプションに関してはこの表では、読み取りにくいところがございます。各市町によってオプション検査も補助対象が異なります。例えば与謝野町でいいますと、PET 検診という高額な検査がございます。こちらの方は、与謝野町だけが人間ドックの補助の対象にしております。

京都府下でも全ての市町村が人間ドックの支援をしてるんですけど、オプションの設定の仕方もいろんな設定の仕方がありまして、一概に７

割が適正かどうかっていう部分までは現時点では検討しておらず、これまでの5割で、というふうな考え方を持っております。

ただ、今おっしゃられた意見も運営協議会の委員さんからの意見として承りたいというふうに思います。他にもそういったご意見がいただけたらありがたいというふうに思っております。

大江会長：　他に。

山添（一）委員：　今の話にちょっと関連してですけど、私もPETもオプションで与謝野町が補助していることを今まで存じませんでした。PETは本当に高額ですので、一つの考え方として、PETはもう外す。その代わりに、やはり今、山﨑（哲）委員さんがおっしゃたように6割から7割ぐらい、オプションの町の負担率をもう少し上げるというようなそういう考え方もあるかもと思ったので、ちょっといろんな可能性を一度検討いただければと思いました。

大江会長：　他に何かございませんか。

宇治川委員：　1割負担から3割負担になったらすごい大きくなったように感じるんですけど、その人間ドックとか検診ですか。これを受けられる方は、どんと減ってしまうとかそういうことはないですか、目算とか。1割が3割になったら結構気にして。例えばいろいろ大変なのかもしれないですけど、2割にして様子を見るとか、どのように受ける人数が変わるか。

なんかそれがちょっと手間で大変なのかも知れないんで一気に3割にした方がいいのかもしれないですけど、そういう人数、どのぐらいに減るだろうな。増えることはないんでしょうけど。そういうのは全然考えられてないんですかね。

大上保健課長：　段階的にというのも確かにおっしゃる通り、そういう方法も今思えば、なんですけど。今までの私どもの方の割合の設定については、段階的というのは考えておりませんでしたので、おっしゃることはよくわかりました。ご意見として賜りまして検討させていただきたいと思います。

宇治川委員：　検診を受ける人が減ったら、それによって病気が大きくなって、余計に医療費がかかったりとか、何かそういうことも考えられるのかなと思ったりして。よくわからないんですけど。

大上保健課長：　含めて再度、検討させていただきたいと思います。

大江会長：　私も司会なんで、あれですけど、毎年人間ドックを受けております。夫婦で受けているので、1割が3割になるとちょっと大変かなと思います。PETも1年か2年おきに受けたりしてるんで、一度に1割が3割になるっていうのが、ちょっと大変かなというところあるんです。

その辺はまた夫婦で相談しながらやっていかなくちゃいけないかなというふうに思っておりますけど。

大江会長：　他に何かありますか。

山﨑（哲）委員：　本当に先ほど宇治川先生が言われたように、金額が上がる、負担割合が上がると、もうやめとこうというような人が増えてこないかと。年寄りになってきたらなおさら、去年与謝野町は1割負担で良かったのにいっぺんに3割にもなったらもう人間ドックはやめや言うて、かえって体が悪くなったり、そういうところも考えていかなあかんと思うんです。

財政だけじゃなくて、体のことも考えていただくのが保健課だと思いますんでお願いしたいと思います。

大江会長：　どうぞ。

武田委員：　私もずっと社会保険に入っていて、主人が後期高齢者になったもんですから、私も国民健康保険に入らせてもらったんです。それまでは社会保険で黄色い紙が送られてきて、それで町の検診を受けてくれと。何の補助もありませんでした。国民健康保険の人はいいな、1割で受けられることも聞いてましたので、いいなと思ってはいましたけども、それでちょうど75歳になったので去年からこの人間ドックを受けることになったんです。それまでは1万円持ってミニドックへ社会保険の場合は行ってたんです。ミニドックでも1万円かかったんです。

だから、この人間ドックってものすごく私はびっくりして、はっきり言って、こんな安い値段で受けられるのかなと思って感激したんです。これまでは1万円かかっても受けようと思ってたので、ずっと。

こんな安い値段で受けられるんならと思ってますけども、町の財政や何かを考えたら多少は値上がりしても、仕方がないんじゃないかなという考えを持ってます。

それと私は町の検診もあるので、例えば１年おきに人間ドックを受けるとか。そういうことも考えて金額的に耐えられるようにしていったらいいんじゃないかな。毎年人間ドックを受けなくても町の検診もあるので、そちらの方もお世話になれるので、そちらも考えて両方でうまくいったら一番いいんじゃないかなという気はしますけれども。

大江会長：　どうぞ。

大上保健課長：　貴重なご意見ありがとうございました。

大江会長：　他に何かございませんか。

なければ本日の議事は全て終了したことになります。これは採決とらんでもいいんですね。

大上保健課長：　はい。

次第７　閉会

大江会長：　そしたら次は最後に閉会に入っていきたいと思います。事務局よろしくお願いします。

大上保健課長：　最後の人間ドックの方では、皆様の方から貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

こちらの方で案をお示しさせていただきましたが、これで決まりではございません。国保運営協議会の皆さんの意見も含めて、再度検討をさせていただきたいというふうに思っております。

また検討結果は、今後また運協の方をお世話になる時期がございます。いずれにしましても９年度の人間ドックから見直しをかけたいと考えておりますので、最終的にこれでいきたいというものを固めさせていただいて、ご説明の方をさせていただきたいというふうに思います。その時にまた、今回のように意見を聞いて、また行ったり来たりということは、時間的にもできませんので、今日のご意見を慎重に吟味させていただいて、どうすべきかというのを検討させていただきたいと思います。

それではちょうど１時間ちょっとお世話になりまして、貴重なお時間ご意見を賜りまして、ありがとうございました。本日の運営協議会の方

はこれで閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。足元がお悪いのでお気をつけてお帰りいただきたいと思います。

大江会長：　次の会議は。

大上保健課長：　次は年が明けて、例年２月にお世話になっているんですけど、今年度は１月中には何とかお世話にしていただきたいと考えております。

当初のご説明では年に２回、基本的にはそういうことを申し上げておりましたけど、本来諮問をさせていただいて、再度答申をいただくということで、１回目は提案内容の説明、また答申という形でもう１回会議を持たせていただくというようなことで、あと２回お世話になりたいと考えております。これが１月と２月ということで、年が明けてからご案内をさせていただきます。その時は、税率改定の件が主になるというふうに考えております。

それと、今の人間ドックの件も含めて、ご説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

【午後８時１０分　閉会】

会議録署名委員　矢野裕太郎

会議録署名委員　武田民子